

恵庭市告示第19号

以下の指定納付受託者について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第231条の2の3第3項の規定によりその住所の変更の届出があり、また、納入事務を行う歳入等の種類を変更させることとしたので、法第231条の2の3第4項及び恵庭市会計規則(平成9年規則第11号)第30条第3項の規定により次のように告示する。

令和6年2月26日

恵庭市長 原 田



1. 指定納付受託者の名称
株式会社札幌北洋カード

2. 指定納付受託者の住所
変更前 札幌市中央区大通西3丁目11番地
変更後 札幌市中央区南8条西8丁目523番地

3. 指定納付受託者が納入事務を行う歳入等の種類
変更前

(1) 市民課で取り扱う諸証明等に関する事務手数料

戸籍謄本	除籍記載事項証明	住民票の写し
戸籍抄本	身分証明書	住民票記載証明
戸籍記載事項証明	その他の証明	戸籍の附票
受理等の証明	印鑑登録	住民票閲覧
除籍謄本	印鑑登録証	ねんきん現況証明
除籍抄本	自動車臨時運行	住民票広域交付

(2) 税務課及び債権管理課で取り扱う諸証明書等に関する事務手数料

納税証明	扶養証明	家屋評価証明
営業証明(個人)	住民税決定証明	家屋公課証明
営業証明(法人)	市民税諸証明	家屋滅失証明
営業廃止証明(個人)	土地資産証明	租税特別措置法による証明
営業廃止証明(法人)	土地評価証明	固定資産税課税証明
所得証明	土地公課証明	課税台帳閲覧
市民税課税証明	土地図面証明	固定資産諸証明
非課税証明	家屋資産証明	

変更後

- (1) 市民課で取り扱う諸証明等に関する事務手数料
(2) 税務課及び債権管理課で取り扱う諸証明書等に関する事務手数料
(3) 会計課収納窓口で納付される諸証明書等に関する事務手数料及びその他の歳入

4. 変更日

令和6年2月26日